

蘇水会会則

第1章 総則

第1条 (名 称) 本会は蘇水会と称する。

第2条 (所在地) 本会は本部事務局を岐阜県中津川市駒場大岩1646 (岐阜県立中津商業高等学校内) におく。必要な地に支部をおき、支部は必要事項を本部へ連絡して支部局とすることができる。

第3条 (目 的) 本会は会員相互の密接な連帯と親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事 業) 本会は次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の発行と会報の発行。
- (2) 母校発展のための協力。
- (3) 本会又は母校に功労のある会員又は職員の表彰。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

第5条 (会 員) 本会は次の会員によって組織する。

- (1) 正 会 員 岐阜県中津商業学校、岐阜県中津商業高等学校、中津実業高等学校商業課程、岐阜県立中津高等学校商業課程、岐阜県立中津商業高等学校の卒業生及び前記各学校に在学したもので役員総会の承認を得た者を正会員とする。
- (2) 特別会員 前項の各学校の旧、現職員を特別会員とする。

第2章 役員

第6条の1 (役員) 本会は次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 会 計 2 名
うち1名は学校職員とする。
- (4) 名 誉 会 長 1 名
- (5) 顧 問 若干名
- (6) 特別常任委員 若干名
- (7) 常 任 委 員 若干名
- (8) 監 査 委 員 3 名
- (9) 代 議 員 各回生ごと2名

第6条の2 (本部役員) 次の者を本部役員とする。

- (1) 会 長
- (2) 副 会 長
- (3) 会 計
- (4) 特別常任委員 若干名
- (5) 常 任 委 員 若干名
- (6) 事務局長 母校職員1名を置く。

第7条 (役員を選任) 役員を選任は次の方法による。

- (1) 会長については、役員選考会にて推薦する。
なお、役員選考会のメンバーは本部役員とする。
- (2) 会長、副会長及び監査委員は役員総会において多数決により選出する。

(3) 名誉会長は母校現校長を推薦する。

(4) 顧問は本部役員会の推薦により会長が委嘱する。

(5) 特別常任委員は母校職員として本会の運営に寄与したものとする。

(6) 常任委員は会長が会員の中より選び、役員総会の承認を得てこれを委嘱する。学校職員にして正会員である場合は原則として常任委員に委嘱する。

(7) 代議員は各回生ごとに選出された者及び各支部の支部長とする。なお、会長は役員会の推薦により上記とは別に代議員を委嘱することができる。

第8条 (役員の仕事) 役員の仕事は次の通りである。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総理し、本部役員会・役員会・役員総会を招集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 会計は蘇水会の会費の収入及び支出に関する事務にあたる。
- (4) 名誉会長は学校を代表して本会の運営に参与する。
- (5) 顧問は会長の諮問に応じる。
- (6) 常任委員は次の会務を分掌してその任にあたる。分掌については会長が委嘱する。
ア、役員総会、本部役員会等の記録ならびに連絡通知
イ、会計事務ならびに予算、決算書類の作成報告。
- (7) 監査委員は本会会計を監査し、役員総会においてこれを報告する。
- (8) 代議員は会員相互の連絡、意思疎通、調整の任にあたり、本部の事業遂行に協力する。また常に会員との連携を保ち、会員に異動ある場合は直ちに本部に連絡する。

第9条 (役員の仕事) 本部役員の仕事は3年とする。

ただし再任は妨げない。名誉会長は母校在職期間とする。

第3章 機関

第10条 (機関) 本会は次の機関をおく。

- (1) 役員会
- (2) 本部役員会

第11条 (役員総会) 役員総会は、会員の総意を反映する本会の議決機関とし、毎年1回8月4日曜日に開催する。ただし会長が必要と認めた時、又は代議員の3分の1以上の要求があった時は、臨時役員総会を開くことができる。

第12条 (役員総会付議事項) 役員総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 会長、副会長、監査委員の改選
- (2) 会則の改廃
- (3) 事業計画の審議・評決
- (4) 予算・決算の審議・評決
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項の審議・評決

第13条 (役員総会の定足数) 役員総会の定足数は代議員の5分の1以上(委任状を含む)とし、議決は多数決とする。

第14条 (役員会) 役員会は本会の運営、事業執行の機関とする。
※事業の執行や計画の立案は本部役員会で行う。
(本部役員会) 本部役員会は必要に応じて会長が招集し、本会の目的達成に必要な会務の運営について評議する。
また、事業計画の立案、審議ならびにその実行を行う。

第4章 会計

第15条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日までとする。

第16条 (収入) 本会の経費は正会員の入会金、終身会費および寄付金をもってこれにあてる。入会金、終身会費等の金額は役員会においてこれを決定する。

第17条 (支出) 通常経費の支出については、会長は名誉会長に代決を委任することができる。また、役員等の通信費については、支出実費について本部へ請求された金額を査定の上支払う。

第18条 (会計事務及び監査) 会計事務は会計委員と常任委員もしくは特別常任委員各1名がこれを取扱い、毎年度終了後1カ月以内に監査委員の監査を受け、役員総会及び会報にこれを報告する。会計事務取扱いについて会長は名誉会長と協議し学校事務局長を委嘱することもある。

第5章 雑則

第19条 (事務規則) 本会の事務の関する細則は役員会において定め、通常会計以外の特別会計については別に定める。

昭和3年	規約制定
昭和31年	一部改正
昭和41年	一部改正
昭和53年	全面改正
昭和59年	一部改正
昭和62年	一部改正
平成6年	一部改正
平成7年	一部改正
平成26年	一部改正
令和5年	一部改正

蘇水会表彰および慶弔規程

- 表彰 (1) 本会又は母校のために功労のあった会員又は職員には、本部役員会の協議により、記念品及び表彰状を贈る。
(2) 創部50年以上を経過した部で、学校及びOB会要請があった場合、学校と共催して功労者に対し、記念品及び表彰状を贈る。
- 慶事 功賞・褒賞受賞者に対して祝電を贈る。
- 弔事 会員が死亡し、本会事務局に連絡のあった場合に、弔電を贈る。
なお本会又は母校のために特に功労のあった会員又は職員には、本部役員会の協議により、生花一对と、金一封(¥10,000)を贈る。